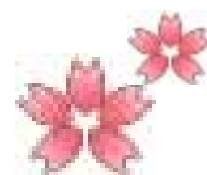




パモジヤ



～未来のきりん探しの旅に出よう！～

2005年4月号

今月のINDEX

- 1) タンザニア援助のツボ「JAS」
- 2) 耳より！JICA 研修情報
- 3) 事務所からのお知らせ（安全情報、専門家制度、協力隊関連、健康管理員）
- 4) 特集：愛媛新聞「ボレボレの国で」JICA 広報メディア部門グランプリ受賞！
- 5) 専門家・調査団等の予定（別紙）

1) タンザニア援助のツボ

4月のツボ 「JAS (Joint Assistance Strategy)」

木野本次長

タンザニアに対して援助を行っている機関はいくつくらいあるかご存知でしょうか(NGOを除く)? 二国間援助の機関だけで日本を入れて16、国際機関や国連の各機関を加えると30近くになると思われます。(これにドナーの会合に顔を出さない中国や韓国、イスラム系の金融機関等が加わります)

国連系の、分野に特化した機関を除いて、これら全てが複数の重点分野(日本なら農業、保健、インフラ、教育等)を設定してそれぞれ援助を行っているわけですが、援助がいろいろなところからもらえる反面、その調整が大変でタンザニア政府の能力を超えている、その結果ドナー任せになってしまいタンザニア側の主体性(オーナーシップ)が損なわれているということが従来から問題視されてきました。

そこで、余りにも分野毎のドナーの数が多くマネジメントが大変だ、一層のことドナーに単一の援助戦略を共有してもらって、それぞれ得意分野に集中してもらったらどうだ、その方が合理的だしお互いに手間も省けるはずだ、ということでタンザニア政府が出してきたものが**JAS**¹なのです。つまりどういうことかと言うと、援助する側はタンザニア政府の作った貧困削減戦略(National Strategy for Growth and Reduction of Poverty: NSGRP、スワヒリ語でMkukuta)に沿って援助を行い、それぞれの比較優位に基づいて援助を特定の分野に集中させていき、分業をしようというわけです。例えば、保健は英国に、教育はスウェーデンに任せようといった風に。

同時に、援助の実施の仕方についても一定のルールで行うことによって合理化しようということが詠われていて(以前ご紹介した調和化というやつです)、財政支援の比率を高めていくこと、援助を政府のシステムに即して行うこと(政府の予算サイクルに合わせて実施、会計手続きも政府の制度にあわせる)、調達アンタイド²で行

¹ 各国が持っているCountry Assistance Strategyを共有するという意味でJointということばを使っている。

² 援助に必要な財やサービスを特定の国から調達することをタイトといい、アンタイドは調達先を特定しないこと。日本の専門家、JOCVなどは日本人に限っているのでタイト。





うこと、などが原則とされています。

既にタンザニア政府からは JAS に関するコンセプトペーパーというのが提出されていて、そこで上に述べたような原則が明示されています。これが最終的には文書化され、それに賛同するドナーに署名してもらい、タンザニアの来年度の予算年度(7月から始まります)からこれを適用することをタンザニア政府は考えているようです。

ドナーの反応はどうかというと、例によって英国、北欧、オランダなどが積極的に応じる方向で検討が進められています。これらの国だけでも対タンザニア援助の相当な比率を占めるので、かなり大きなインパクトを与えることは間違いなさそうです。

じゃあ日本はどうかというと、余りにも日本の援助政策と制度がこれら原則とかけ離れているので、このままではこれに参画することは難しいといわざるを得ません。分業の部分は何とか乗れるかもしれませんが(但し、日本の比較優位は何かという答えを出す必要あり)、実施の方法については財政支援への移行や、政府システムの活用、調達のアнтаイドなどどれをとっても現状では困難なものばかりです。

もちろん、同調できないからといって援助ができなくなるわけではありませんが、JAS が今後主流化していくことは間違いなさそうなので、うっかりしていると周辺に追いやられてしまうかもしれません。我々としても変えられるところは変えて何とかタンザニアに対する支援を続けていきたいと思う今日この頃です。

2) 耳より！ JICA 研修情報

現時点でタンザニア政府に候補者の募集をかけている、日本で行われる研修コースをリストアップします。カウンターパートに研修の機会を与える場になれば幸いです。なお、紙面の関係上、研修コース名と研修期間、応募締め切り日のみを記載しますので、詳細な情報が必要な方は事務所の川村もしくはムソフェまでご連絡ください。以下のコース以外でも研修に関して質問がある場合には、いつでもどうぞ。なお、研修に応募するためには、履歴書、健康診断書、カントリーレポートの作成、その後、人事院のスタンプをもらう等多くの作業と時間が要求されます。ですかなるべく余裕を持って、連絡をいただくと助かります。

なお、留意点は以下のとおりです。

- ・ どのコースも基本的にはタンザニア政府の人が対象です(民間会社で働く人は対象になりません。一部のコースは NGO の参加も OK なものもあります)
- ・ どのコースにも応募にあたっての資格要件があります。この要件を満たさないと応募することはできません(特に年齢制限には要注意)。
- ・ どのコースも 1 名(もしくは 2 名)の枠に対し、4~5 名程度の応募がありますので、応募をしたからといって、受かる保証はありません。

現在募集中のコース(コース名、研修期間、応募締め切り日の順)

・ Agricultural Statistics course for senior statistical officers	8/2-9/11	5/16
・ Construction of Model Environmental City by Community	9/12 - 11/18	6/27
・ Environmental Education for sustainable development conservation of coastal eco-system for lives of local communities	9/27 - 11/12	7/11

研修紹介 ~ 地方行政改革 ~

地方行政改革アドバイザー 杉本専門家

タンザニアの地方行政改革(Local Government Reform Program: LGRP)が2000年1月に開始されて以来、JICA は地方行政執務官の能力強化に的を定めて支援してきました。タンザニアでは中央政府、地方自治体(Local Government Authority: LGA)及び村に議会(独立した政府機能)があります。さらに補助的な行政機関として、中央政府と LGA の間に州 (Regional Secretariat)、LGA と村の間に郡 (Ward)





があります。中央政府の行政区分として District 及び Division というものもありますが、分権化の観点からこれらの機能は縮小されつつあるため、ここでは言及しません。JICA の LGRP に対するキャパビル支援は、RS、LGA、Ward 及び村の各レベルの行政執務官 Regional Administrative Secretary (RAS)、Council Directors (CDs)、Ward Executive Officer (WEO) 及び Village Executive Officer (VEO) を対象としています。LGRP においてさまざまな責任を負っている彼らのキャパシティビルディングは緊急な課題となっています。

支援の実施戦略上、上位 2 レベル(RAS、CDs)と下位 2 レベル(WEO、VEO)を分け、別々に異なるスキームによって支援しています。

[Local Government Reform Program in Tanzania]

上位 2 レベルに対して、「国別特設研修」のスキームで各州から RAS-1 人と CDs-2 人というコンビを日本に招聘し、日本の地方分権を学び、地方自治体の現状・問題点を見聞してもらっています。帰国後この 3 人には、それぞれの州で LGA の Head of Department (地方自治体における計画部、保健部、土木建設部などの長)以上の執務官に対し、日本で習得したことを披露し、LGR における州・LGA の共通したビジョン、各 LGA の実施計画の策定を推進することが義務付けられています。2002 年開始以来、3 回にわたり計 12 州の代表が既に日本へ行き、うち 8 州が帰国後のセッションを終えました。当研修は帰国後次官への報告会を行うなど、タンザニア側ではかなりハイプロファイル研修として位置づけられています。

[Management Skill for Ward and Village Executive Officers]

下位 2 レベルは「現地国内研修」(2001 年スタート、5 ヶ年)を行い、地方自治庁が実施する毎年 150 名の WEO 及び VEO 研修を支援してきました。初回研修以降、当研修の有用性が認められ、3 ヶ年で JICA 資金により 450 名の WEO を、地方自治庁の資金により残りの約 1,600 名を研修させ、ほぼ全 WEO の研修が終了しました。現地国内研修 4 年目には VEO 研修を開始し、2004 年度は新規採用を中心に研修を実施しました。WEO と違い VEO は凡そ 1 万人以上いるので、全員が必要な研修を受けるために、莫大な時間と予算がかかり、地方自治庁とともにより効率的に支援できる方策を模索しているところです。

これら二つの研修に対する評価は、地方自治庁を中心に 2005 年に実施される予定です。

なお、JICA が支援した VEO 研修については、地方自治庁のホームページでも紹介されています。

http://www.poralg.go.tz/news_events/view_event.php?id=70&intVariationID=1&szTitle=Current

3) 事務所からのお知らせ

今月の危機管理上の特記事項

小林所員

何度もこのコーナーでお知らせしている総選挙。ついに有権者登録も 4 月で終了することになりました。3 月 29 日からモロゴロ、ダレサラム及びコースト州、4 月 1 日からザンジバルストーンタウン周辺でそれぞれ有権者登録が 3 週間に亘り実施されると、実際の投票に至るまで公的な行事はないこととなります。これ以降は、各政党による大統領候補の指名手続きと、それに続くキャンペーンが繰り上げられることとなります。与党 CCM では多くの党员(10 名以上)が大統領候補へ名乗りを上げるなど、いまだ行く末は見えない今回の選挙です。

さて話は変わり一般犯罪について。

近頃の被害報告を取りまとめると、ちょっとした注意を払ってれば防げたであろう被害が 8 割以上を占めていることに気がきます。再度身の回りの安全、特に次の点について考え直してみてください。

- 広い学校の敷地内で共有の警備員を配備していたとしても、個人の警備員を配備したほうがよいですか？ 周りのご家庭よりも高価なものを持っているのは事実で、周囲の人はそれをよくご存知です。警備員を置くと却って目立つという論理はありえないと考えてください。





- ドミを含む、宿泊施設で、自分の荷物が適切に管理されていますか？貴重品は絶対安心な場所に保管されていますか？保管されていない場合はどのようにすべきでしょうか？
- 町を出歩くとき、荷物はひとつにまとまっていますか？カバンの口は、ジッパーが閉められていますか？ダラダラに乗っているときは、その荷物を抱えていますか？
- 町を歩くときは、後ろからの足音に気をつけていますか？妙な目つきで自分を見ている人がいませんか？バス停で待っているとき、あるいは何か用があってしばらく立ち止まる場合、背後に対する用心をしていますか？出来れば、壁を背にして立つことが一番安心できます。
- 職場での荷物管理をどうしていますか？自分の荷物を置いて持ち場を離れるとき、必ず部屋にカギをかけていますか？或いはカギのかかる机の中に荷物をしまっていますか？
- 買い物をするとき、不用意なお金を持っていませんか？また、高価なものを買ったとき、それを自宅に持ち込む場面を近所の人に見られていませんか？
- 町で出会った人を不用意に信用していませんか？日本の街で声をかけられたとき、あなたはその人を信用しますか？

先月の JICA 関係者事件一覧

3/10 午後 10時	ダレサラム	ドミの2階にいる間に、1階に置き放しにしていたリュックの中から現金を盗まれる。	隊員連絡所の各階に人がいないときは施錠すること。
3/11 夜間	アルーシャ	旅行中に、賊が天井部分から家宅侵入し、スーツケースが持ち出される。近くの畑でスーツケースから電子機器のみ取り出し逃走した形跡がある。	留守中の防犯を考えると、共同の警備員がいても個別に警備員を雇うべき。
3/13 午後 3時	ダレサラム	帰宅途中、混雑していたダラダラでズボンのポケットから携帯電話を盗まれる。	混雑しているバス内では、荷物の管理に一層気をつける必要がある。

専門家・企画調査員・在外健康管理員・事業支援要員へのお知らせ

守屋所員

外国旅行の手続きについて

外国旅行の手続きに関して、平成16年度中に改正がいくつかありましたので、再度以下のとおり、留意点について、まとめました。

おって、当国専門家向けの旅行制度の手引きを改正する予定です。

1 外国旅行届の提出

昨年10月に外国旅行届の様式が改訂となり、以下のとおり記入上ご留意いただきたく、よろしく願いいたします。

- (1) Travel Plan の項の「旅行中の主な滞在先」を未記入の方が、本邦に一時帰国されない方に見られます。安全対策上、連絡先を把握しておくため、本邦以外の外国に滞在される際も必ず記入を願います。原則日本語での記入となっていますが、発音等が不明の場合は、英字表記で記入いただいても構いませんので、ご記入のほどよろしくお願いいたします。
- (2) 当地においては、健康管理旅費及び休暇一時帰国経費といった公費の支給については、旅行代理店へ直接支出することも可能としています。以前の届様式には、「専門家による立替払」または「旅行代理店への直接支払」のいずれかを記入いただく欄を当事務所で独自に設けていましたが、様式改訂により、その欄がなくなっています。届の1頁目の余白に「専門家による立替払」または「旅行代理





店への直接支払」のいずれかを付記いただきますようよろしくお願いいたします。後者を選択される場合には、旅行代理店名も併せて記載ください。

- (3) 新様式では、配属先からの休暇承認及び旅費見積書の添付状況について当事務所にて確認する項目が設けられています。従前と同様ですが、外国旅行届出時にはこれらの書類を添付いただくようお願いいたします。

なお、JICA 事務所勤務の専門家(企画調査員、在外健康管理員及び事業支援要員)の休暇承認は、「休暇願」の提出による、事務所長からの承認となります。

- (4) 従前の様式も同様ですが、本届は2枚綴りとなっていますので、記入事項が無くても2頁目のご提出をお願いいたします。また、原則1か月前の届出となっておりますので、それ以前に届出ができそうにならない場合には、あらかじめ、担当 守屋までご相談ください。

2 健康管理旅費の上限額

健康管理旅行の基準地が昨年10月に東京からロンドンに変更となったことを期に、健康管理旅費の上限額については、四半期ごとに一元的に当事務所にて設定をしております。

次四半期が来る1か月前(3月、6月、9月及び12月)を目処に、次四半期の上限額をお知らせすることを通例としたいと考えております。

しかしながら、平成17年度第1四半期(4～6月)については、航空会社からの改訂料金の通知が遅れているため、お知らせできない状況となりました。入手次第お知らせいたしますので、ご了承ください。また、改訂航空料金は4月1日から適用されますので、健康管理旅費の上限額についても4月1日から適用となりますことご了知願います。

3 eチケットの扱いについて

徐々に、eチケットという電子媒体による航空券を導入する航空会社が増えています。当地発着の航空会社で、現在確認されているだけで、ブリティッシュエアウェイズ、KLM、南アフリカ航空などがあります。eチケットでは、通常見慣れている紙媒体の航空券が航空会社から発券されず、電子情報が来るだけで、旅行代理店を通じた場合、その情報が印字されて渡される程度です。

現在、JICA の会計規程では、航空便を使用の場合、証憑書類として航空券残券の提出を求めており、eチケットの扱いについては統一的な運用方法が未だ定められておりません。ついては、公費支給の旅行(健康管理旅行、休暇一時帰国及び本帰国)の際は、eチケットではなく、従来の紙媒体での航空券を入手されるようお願いいたします。紙媒体での航空券の発券においては、手数料(概ね50米ドル)を加算する会社もありますが、休暇一時帰国及び本帰国の際は、航空券の一部として公費負担いたします。健康管理旅行については、紙媒体での航空券に係る航空賃を上限額として設定しており、手数料の別途支給はありませんので、ご了知のほどよろしくお願いいたします。

今後eチケットの扱いについて改正ありましたら、改めてお知らせいたします。

協力隊関連

真鍋調整員

「バックアップ・プログラムによるワークショップの開催(Community Development Training Institute テンゲル(14/3 戸田隊員配属先))」

14年度3次隊戸田隊員の発意により、バックアップ・プログラムによる「開発とジェンダー」及び「参加型開発手法」に関するワークショップが2月末から3月初めにかけて開催されました。バックアップ・プログラムという制度は、隊員の方にとってなじみの薄い制度かもしれませんが、活動を展開する中で、短期間(原則1ヶ月以内)の支援要員が必要となった場合に、当該支援要員を受け、本邦より支援要員を派遣することができる制度です。





今回のワークショップには、戸田隊員以外にも村落開発系の隊員等や隊員の同僚達が参加されました。日本から、2名の優秀な講師が派遣され、参加者が満足できるワークショップになったものと思います。今後、このワークショップで得た知識や経験を、自分たちの学校で生徒に教えたり、自分の活動に活かされることを期待しております。また、今回学んだ参加型開発手法については、全隊員に必要な知識になると思われることから、隊員総会の場において、ワークショップ参加隊員を中心に、簡単なセミナーを企画しておりますので、楽しみにしててください。

ナイロビフライに注意！

松藤健康管理員

ケニアやタンザニアの周辺にはナイロビフライと呼ばれる小さなオレンジ色と黒色の虫がいます。この虫の本場はタンザニア北部のキマンジャロ州といわれていますが、今月南部の隊員がナイロビフライをつぶし重症な皮膚炎を起こしています。

ナイロビフライは、アオバアリガタハネカクシ (Paederus Fuscipes) という甲虫で、成虫7mm、体は細長くオレンジ色で頭部と腹端2節が黒くなっています。幼虫は雑食性、成虫は灯火を飛来します。虫体をうっかりつぶして体液が皮膚につくと数時間後に皮膚がピリピリして発赤、小水疱となり、膿疱ができ融合して皮膚炎を起こします。また、目に入ると角膜炎を起こしてしまいます。



対策としては、潰さぬように虫を勝手にはわせておくか、そっと払いのけるようにするくらいしかありません。もし、虫の体液が付着した場合は速やかに石鹸水で洗い、皮膚炎を起こしたら抗ヒスタミン剤やステロイド剤を含む軟膏を塗ってください。症状がひどい場合や、角膜炎を起こした場合は、速やかに病院を打診してください。



4) 特集：愛媛新聞「ポレポレの国で」 JICA 広報グランプリメディア部門最優秀賞受賞！

前年度の取りを締めくくる2004年度 JICA 広報グランプリにおいて、タンザニアで活躍される JICA 関係者の活動を取材した、愛媛新聞「ポレポレの国で」と題する記事が、メディア部門の最優秀賞を受賞しました。



「ポレポレの国で」は、2004年8月、愛媛新聞の奥村記者がタンザニアに派遣され、取材の結果、タンザニアでのエピソードを愛媛新聞の第一面に全12回にわたり掲載したものです。初回には全一面を使い写真も多数掲載されるなど、とても大きく紹介されました。クロスロード(11月号)にも、「タンザニアで、ジャーナリストが拾った協力隊員の言葉」として、3ページに渡って記事が掲載されています。

JICA 広報グランプリ： JICA が年に一度行う、優れた広報活動を表彰する大会。広報エージェントが一人一票で公平な審査を行う。今回総応募数 236 件、内メディア部門 39 通応募。「ポレポレの国で」メディア部門最優秀賞の受賞理由として、「記者の自由な観察や取材の結果、記事に『書きたい』という記者魂があふれ、内容が深く掘り下げられて」いること、「12 回もの連載による展開で、JICA の活動への認知・理解のみならず、共感まで得られる内容が発信できた」ことなどが挙げられている。

記事概要： (0)、全面記事(写真)、タンザニアの紹介、教育問題、無償資金協力、二宮隊員(ムソマ マラ中等学校理数科教師 14-2)、土居隊員(ナチングウェア県立病院 看護師 14-3)、中西隊員(ムトワラ ミキンダニ市役所 環境教育 14-3)、細井専門家(国立ムヒンビリ病院 小児医療(急性期)プロジェクト)、土谷隊員(ムワンザ プガンド病院付属薬剤師助手学校 薬剤師 14-2)、土居隊員、HIV/AIDS 問題、加藤隊員(ダルエスサラム WAMATA ソーシャルワーカー 14-3)、WAMATA エ





イズ孤児、 細井専門家、エイズ治療薬、 まとめ アフリカ支援について

「ポレボレの国で」は、グランプリ大賞こそは逃したものの、堂々とメディア部門の第一位に輝きました。これも一重に皆様からのご協力があったるものです。皆さんの活動が、そして何よりタンザニアが、新聞を通して愛媛県の人々の目に触れる機会を得たことをとてもうれしく思います。

これからも様々な場面で日本からのお客様をお迎えする場面があるかもしれません。その際はぜひご協力をお願いいたします。

なお、クロスロード、新聞とも事務所に置いてありますので、事務所にお寄りの際はどうぞご覧ください。

パモジャでは皆様からのご意見・ご感想をお待ちしています。皆様の役に立つ、楽しいニュースレターにしたいと思っておりますので、取り上げてほしい特集・リクエストなど、どしどしご連絡ください。

Email address: Yamamoto.Minako@jica.go.jp; Shiotsuka.Minako@jica.go.jp

